

目次

はじめに.....	2
-----------	---

第1章 福島原発事故の現在地

● 原発事故の状況

① 今も続く原発事故.....	6
② 事故後も続く危険と困難.....	7
③ 環境汚染の状況.....	8
④ 放射性物質の再拡散.....	9
⑤ 行き詰まる廃炉ロードマップ.....	10

● 被害の状況

⑥ 不可視化される「放射線被ばくによる健康影響」.....	11
⑦ 増え続ける震災関連死.....	12
⑧ 事故処理作業員の被ばく.....	13
⑨ 原発事故の責任をめぐる裁判の現状.....	14
⑩ 原子力損害賠償の現状.....	15

● 復興と教訓継承の現実

⑪ 原発事故被災自治体における復興財政.....	16
⑫ 原発事故被災自治体の姿.....	17
⑬ 利用される福島原発事故.....	18
⑭ 教訓の記録と継承.....	19
第1章の参照・参考資料一覧.....	20

第2章 エネルギー・原子力政策

① 2011年以降、低位にとどまり続ける原発.....	22
② 今も続く原子力安全神話と無責任体制.....	23
③ 住民を守らない避難計画.....	24
④ 原子力発電のコスト構造と現実.....	25
⑤ 実現の見通しが立たない核燃料サイクル.....	26
⑥ 出口のない放射性廃棄物.....	27
⑦ 政府・大手電力会社に翻弄される立地地域.....	28
⑧ 夢の原子炉「革新炉」の厳しい現実.....	29
⑨ 原発は最悪の気候変動対策.....	30
⑩ ゆがむエネルギー政策、ふくらむ国民負担.....	31
第2章の参照・参考資料一覧.....	32

第3章 脱原発社会の展望

① すでに世界で進行している再エネへの転換.....	34
② 日本でもできる、再エネ100%.....	35
③ 気候危機対策は省エネ・再エネで.....	36
④ 核廃棄物の最終処分をどうするか.....	37
⑤ 再エネを中心とした柔軟な電力システムへ.....	38
⑥ 地域主導の分散型エネルギー社会へ.....	39
⑦ 幅広い声を取り入れるプロセスと市民参加を.....	40
第3章の参照・参考資料一覧.....	41
原子力市民委員会のあゆみ.....	42
原子力市民委員会のご案内.....	43

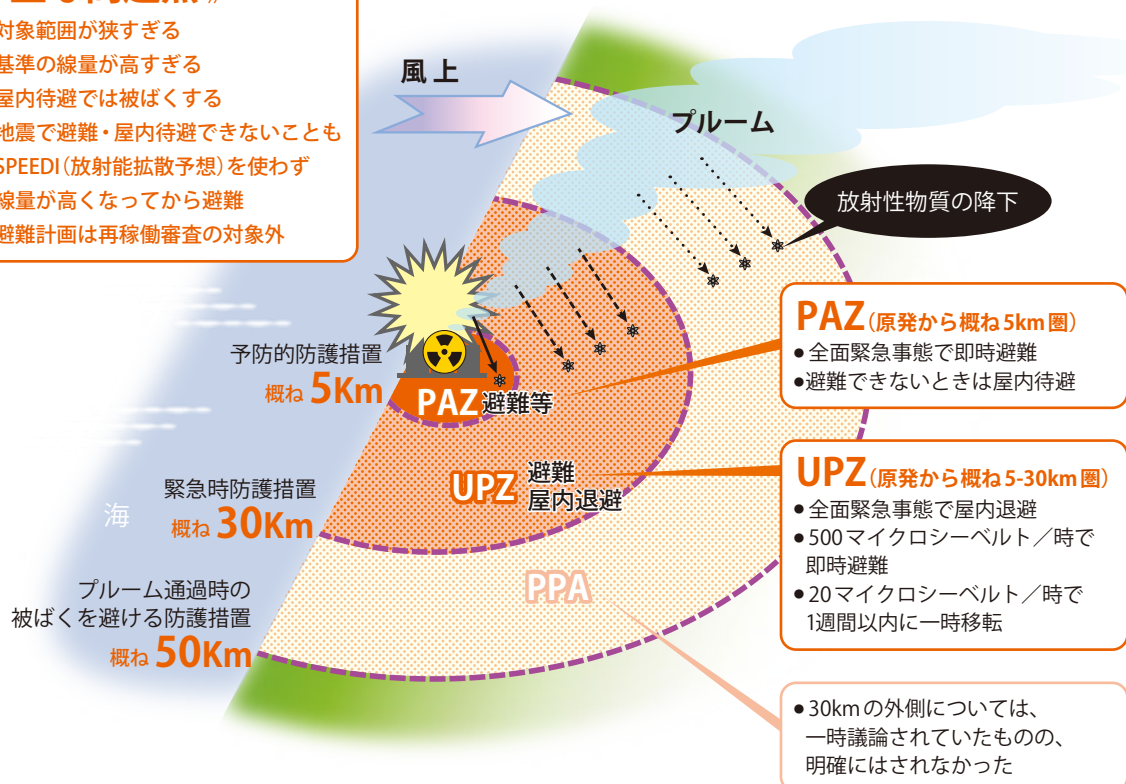
住民を守らない避難計画

避難計画は、住民を被ばくから守ることを重視せず、
つじつま合わせのものでしかありません。

原子力災害対策指針による「避難計画」の枠組み

《 主な問題点 》

- 対象範囲が狭すぎる
- 基準の線量が高すぎる
- 屋内待避では被ばくする
- 地震で避難・屋内待避できないことも
- SPEEDI(放射能拡散予想)を使わず
線量が高くなってから避難
- 避難計画は再稼働審査の対象外



避難計画策定の基礎となる原子力災害対策指針は、①対象範囲が狭すぎる、②避難の基準が高すぎる、③屋内退避頼み、④複合災害に対応できない、など多くの問題を抱えています。住民を被ばくから守ることに重点が置かれていないためです。

原発の冷却機能喪失などで「全面緊急事態」となった場合、PAZ (5km 圏内) の住民は即時避難が原則です。これは、被ばくによる「重篤な確定的影響」を回避・最小化するためとされています。避難が困難な要援護者は、放射性物質の侵入を防ぐ放射線防護対策施設に屋内退避します。

しかし2024年の能登半島地震では、道路の寸断で避難自体ができない事態が改めて浮き彫りになりました。これ

を受けた2025年の指針改定では要援護者以外も屋内退避とされました。ところが一般的な木造家屋では十分な防護効果は得られず、シミュレーションでは、重篤な確定的影響を回避するための線量目安を超える結果が出ています。家屋倒壊で屋内退避ができない場合もあります。

放射線防護対策施設にも過度な期待はできません。収容能力が不十分な上、能登半島地震では21施設中6施設が損傷し2施設が閉鎖されました。

UPZ (5~30km 圏内) の住民は「全面緊急事態」でも屋内退避とされ、OIL1基準(毎時500μSv)超の高線量が観測されてはじめて避難指示が出されます。これは、高線量下での避難を強いられることを意味します。

増え続ける震災関連死

震災関連死は福島県が最も多く、地震・津波による直接死を上回っており、震災から10年以上経過しても生じています。

東日本大震災における震災関連死の死者数（都道府県別・時期別）※2025年12月31日現在

	～2011.3/18	～2011.4/11	～2011.6/11	～2011.9/11	～2012.3/10	～2013.3/10	～2014.3/10	～2015.3/10	～2016.3/10	～2017.3/10	～2018.3/10	～2019.3/10	～2020.3/10	～2021.3/10	～2022.3/10	～2023.3/10	～2023.12/31	～2024.12/31	～2025.12/31	合計
岩手県	97	124	121	59	38	22	6	1	1	0	1	0	0	1	0	0	1	0	0	472
宮城県	234	340	221	82	31	14	5	4	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	932
山形県	0	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2
福島県	115	266	338	324	368	376	217	99	107	60	39	24	7	5	3	2	0	0	0	2,350
茨城県	19	13	5	4	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	42
埼玉県	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
千葉県	2	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4
東京都	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
神奈川県	2	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3
長野県	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3
全国計	472	747	686	470	438	413	228	104	108	60	40	24	7	6	3	2	2	0	0	3,810

※最初の1年間は集計期間が5つに分かれている。また、2023年3月11日以降は期末が各年12月31日となっている。

〈出所〉復興庁ウェブサイトのデータをもとに作成。 https://www.reconstruction.go.jp/files/user/topics/main-cat2/sub-cat2-6/20260213_kanrenshi.pdf

震災関連死とは、「災害弔慰金の支給等に関する法律」に基づく災害関連死のうち、東日本大震災による負傷の悪化又は避難生活等における身体的負担による疾病により死亡し、災害が原因で死亡したものと認められた人を指します。認定は、遺族からの申請を受けて各市町村の審査会が災害と死亡との因果関係を事案ごとに審査し、復興庁が集計・報告しています。2025年12月31日現在、震災関連死は合計3,810人で、そのうち福島県が2,350人で最も多く、全体の61.7%を占めています。福島県は、地震・津波による直接死（2025年11月1日現在で1,605人）よりも震災関連死のほうが多い唯一の都県です。福島県は原発事故による避難者が多く、かつ、避難生活が長期に渡る中で、心身へのス

トレス等により死に至った人が多いためと考えられています。2023年にゼロになったものの、過去分の認定が追加されるなど、数は増加しています。

震災関連死は、遺族からの申請がなければ認定されず、申請が困難なケースもあるうえ、国による統一的な認定基準がなく、市町村によって認定基準が異なることから、実際に震災の影響で亡くなった人の数は公表値より多い可能性があります。一方、避難生活の影響が大きいからといって、仮に次の原発の過酷事故が起きた際に避難させる必要がないといった議論は不適切です。放射線被ばくのリスクも避難生活によるリスクも共に極小化する責務が、原子力事業者や国、自治体にはあります。